

(案)

第3期 尾花沢市地域福祉活動計画

2025（令和7）年度～2029（令和11）年度

元気で支えあえる

笑顔あふれる福祉のまちづくり

～地域共生社会をめざして～



2025年（令和7年）4月



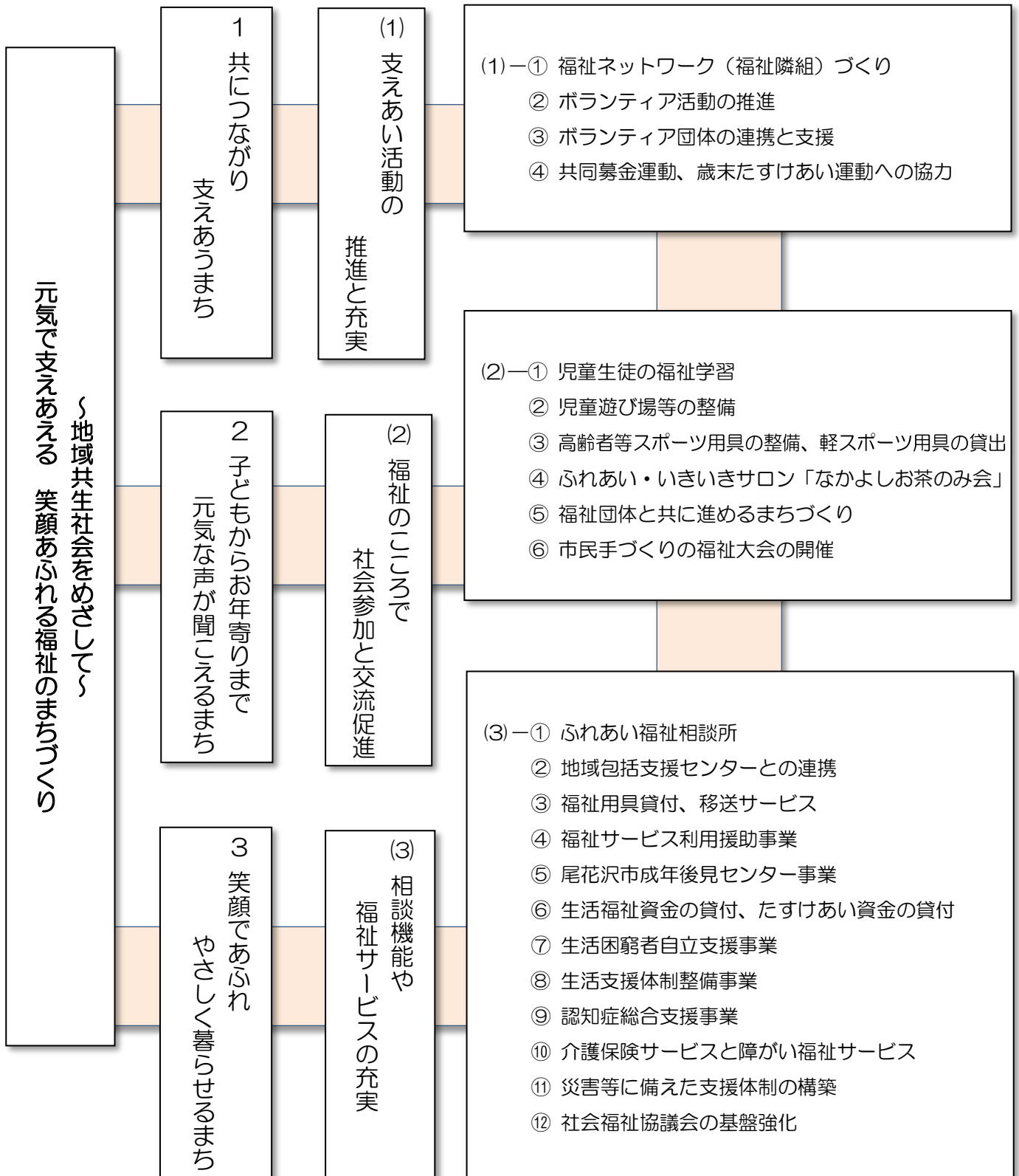
社会福祉法人 尾花沢市社会福祉協議会

基本理念

基本目標

基本計画

実施計画



目 次

第1章 地域福祉活動計画策定にあたって	P 2
1. 地域福祉活動計画策定の趣旨と位置づけ	
2. 地域福祉活動計画の期間	
3. 地域福祉活動計画の策定体制	
4. パブリックコメントの実施	
第2章 地域福祉活動の基本理念と目標、基本計画について	
基本理念、基本目標、基本計画について	P 4
第3章 地域福祉活動の実施計画について	
現状と課題、具体的な実施計画について	
1 共につながり 支えあうまち	
(1) 支えあい活動の推進と充実	P 5
2 子どもからお年寄りまで 元気な声が聞こえるまち	
(2) 福祉のところで社会参加と交流促進	P13
3 笑顔であふれ やさしく暮らせるまち	
(3) 相談機能や福祉サービスの充実	P16
第4章 用語集	P23
第5章 関係資料	
1. 尾花沢市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	P28
2. 尾花沢市地域福祉活動計画策定委員会 会議録	P30
3. 尾花沢市地域福祉活動計画策定委員名簿	P34

第1章 尾花沢市地域福祉活動計画策定にあたって

1. 尾花沢市地域福祉活動計画策定の趣旨と位置づけ

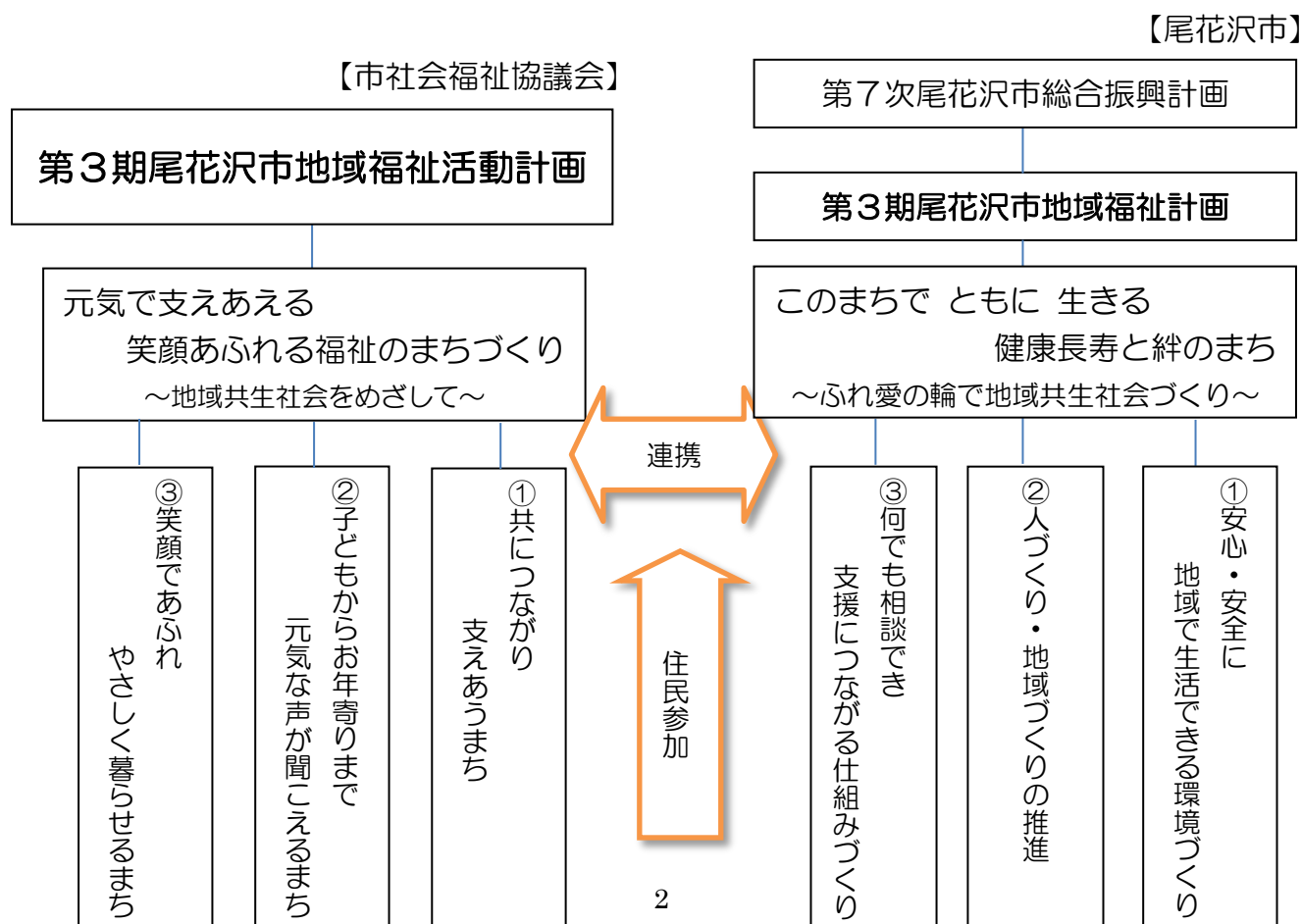
急速な高齢化や人口減少、家族機能の変化など社会情勢も大きく変化しているなか、感染症による生活様式の変化を経験し、社会的孤立と生活困窮につながる生活課題が現れてきており、近年続く豪雨災害や局所的な豪雪、記録的な少雪は多くの生活不安を引き起こしています。

このような状況のなか、尾花沢市社会福祉協議会は人と人がつながり地域で支えあい、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」を目指し、住民、ボランティア、福祉団体、福祉施設、行政、各関係機関団体が地域生活課題の解決に向けて我が事として参画できるよう、事業を展開してきました。

第3期尾花沢市地域福祉計画について・・・尾花沢市ではまちづくりの最上位計画となる「第7次尾花沢市総合振興計画」との整合を踏まえ、2023年（令和5年）3月に「このまちで ともに 生きる 健康長寿と絆のまち」～ふれ愛の輪で地域共生社会づくり～」を基本理念に第3期尾花沢市地域福祉計画が策定されました。「地域福祉計画」は社会福祉法第107条により各市町村が福祉サービスの利用促進、社会福祉事業の発達、地域福祉活動への住民参加の促進に関する事項を一体的に定めるように規定されたもので、第3期尾花沢市地域福祉計画は令和5年度を初年度とし令和9年度を目標年度とする5か年計画とされています。

第3期尾花沢市地域福祉活動計画について・・・尾花沢市社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法第109条に定められた団体であり、「地域福祉活動計画」は尾花沢市社会福祉協議会が住民やボランティア、福祉関係機関と協力して地域福祉を推進するために民間の活動・行動計画として策定し具体的な取り組みとして進めるものです。

第3期尾花沢市地域福祉活動計画と第3期尾花沢市地域福祉計画は2つの車輪の役割を担い、連携して地域福祉の推進を図って参ります。



2. 尾花沢市地域福祉活動計画の期間

この計画は5か年計画とし、2025（令和7）年度～2029（令和11）年度とします。ただし社会情勢や制度の改正等必要に応じて見直しや評価を進めて参ります。



3. 尾花沢市地域福祉活動計画の策定体制

この計画の策定にあたっては区長会代表、民生委員・児童委員代表、主任児童委員代表、ボランティア代表、福祉団体代表、NPO法人、行政関係者、福祉関係機関、学識経験者、尾花沢市生活支援体制整備事業協議体委員で地域福祉に意欲のある方で構成された尾花沢市地域福祉活動計画策定委員会を設置し、尾花沢市社会福祉協議会に事務局を置き策定作業を進めました。また随時事務局会議を開き検討を重ねて参りました。

4. パブリックコメントの実施

計画内容について、市民や関係機関からの幅広い意見をいただき、住民主体の活動計画を形作るため、2025（令和7）年3月14日から3月28日まで、計画案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

これは尾花沢市社会福祉協議会ホームページ（www.obanazawa-syakyo.jp）において第3期尾花沢市地域福祉活動計画（案）を公開し、広く意見を求めるものです。

第2章 地域福祉活動の基本理念と目標、基本計画について

山形県尾花沢市の豊かな自然に恵まれたその土地は山形県の面積の約4%を占め、暑い夏は昼夜の寒暖差を生み、スイカや夏野菜等おいしい作物を育てます。一方、冬は月山や葉山・御所山等の稜線にさえぎられた季節風が2メートルを超える積雪をもたらすこともあり、飛騨の高山（岐阜県高山市）、越後の高田（新潟県上越市）と並び出羽の尾花沢として「日本三雪の地」といわれ、雪景色の美しい土地でもあります。また、雪が要因の1つとなり人口は1万4千人を下回るほどまで減少し、東北地方でも人口の少ない市となりました。人々のつながりはあたたかく、市民はもちろん福祉関係役員や福祉団体・関係機関がお互い支えあえる ※「地域共生社会」をこの計画を通してめざしていきます。

基本理念や基本目標、基本計画は後述にある策定委員会の中で多用したカードワークで示された意見に基づいており、策定委員の意見が反映され、市民や策定委員の声が聞こえ顔が見えるような構成になっております。

後述の実施計画はそれぞれが連携し補いながら、基本理念や基本目標、基本計画を指針に進めて参ります。

※「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

基本理念

「元気で支えあえる 笑顔あふれる福祉のまちづくり」

基本目標

- 1 共につながり 支えあうまち
- 2 子どもからお年寄りまで 元気な声が聞こえるまち
- 3 笑顔であふれ やさしく暮らせるまち

基本計画

- (1) 支えあい活動の推進と充実
- (2) 福祉のところで社会参加と交流促進
- (3) 相談機能や福祉サービスの充実

岩沼市スノーバスターによる除雪ボランティア
2025年（令和7年）2月6日



第3章 地域福祉活動の実施計画について

基本理念

「元気で支えあえる 笑顔あふれる福祉のまちづくり」

1 基本目標 ・ 共につながり 支えあうまち

(1) 基本計画 ・ 支えあいの推進と充実

【現状と課題について】

第3期尾花沢市地域計画策定の際に行ったアンケート調査【2022年（令和4年）8月実施、有効回答率38.5%】の“あなたやあなたのご家族は、日々の生活でどのような悩みや不安を感じることがありますか”という項目では、「雪に関すること」が73.5%で最も多く、“住んでいる地域の問題や課題”でも、「雪に関すること」が第1位（83.9%）となっており、この傾向は第2期の計画策定の際と同じです。尾花沢市地域福祉活動計画策定委員会の際にも雪の問題が取り上げられ、その対応が尾花沢市の大きな課題といえます。

本市の高齢化率は、県内市町村の中では高い方にあり、2025年（令和7年）1月1日現在で44.5%に達しております（住民基本台帳より）。高齢化がより進行することを踏まえると、除雪サービスの充実はもとより、地域住民主体の市内外のボランティアによる共に支えあう取り組みが引き続き重要となります。

【実施計画について】

(1)ー① 尾花沢市福祉ネットワーク（福祉隣組）づくり

尾花沢市福祉ネットワーク（福祉隣組）づくり事業は支援が必要な方の生活を支え、共に支えあう取り組みであり、支援が必要な方に対し福祉協力員が支援する制度です。他市町村では世帯数に応じて福祉協力員を配置し支援するところもありますが、尾花沢市では支援が必要な方に対しスポット的に配置するという特徴があり、冬季の除雪の支援でも重要な仕組みと言えます。

尾花沢市福祉ネットワーク（福祉隣組）づくり事業は1992（平成4）～1993（平成5）年度より1人暮らし老人や老夫婦世帯の多い市内5地区（集落）をモデル地区にしてスタートしました。当時の活動は、見守りと安否確認の訪問や住民啓発活動が主な活動でした。その後、1995（平成7）年度に29地区に増やし、活動も具体的に3つのタイプに区分し、福祉協力員を配置し具体的な活動を始めることとなります。現在は市の単独補助と尾花沢市社会福祉協議会の自己財源により実施しております。2016（平成28）年度より事業を拡充し、集落単位での見守りや安否確認、福祉サービスの利用援助等の支援を行う地域福祉協力員の配置も可能となりました。

ここでいう支援が必要な方の基準（目安）は日常生活を営むうえで、公的な福祉サービスだけでなく地域住民の支援が必要な世帯であることで、親戚や子供が時々来て、面倒を見てくれる世帯は含まれません。区長と相談の上民生委員が、支援が必要な方と福祉協力員を記載した要援護者名簿を提出していただきます。

福祉協力員はAタイプ…普段の生活を通じた見守りや安否確認訪問（災害時の安否確認の協力を含む）

Bタイプ…家事援助、玄関先の雪払い・除雪など（見守りや災害時の安否確認の協力を含む）

Cタイプ…雪下ろし、軒下の除雪など（見守りや災害時の安否確認の協力を含む）があります。

地域福祉協力員は支援が必要な方を特定せず、集落単位での見守りや安否確認、福祉サービスの利用援助（除雪券の配布など）等の支援を行い、民生委員活動の補助的な役割を果たします。活動上知り得た情報は必要に応じて関係機関と共有するものの、支援が必要な方の支援の目的以外には使用せず、本人の同意なしに第三者へ漏洩することはありません。民生委員不在の地区や、民生委員の担当地区が複数あり広範囲にわたる場合での活躍が期待されます。

福祉協力員の配置については、集落内の要援護者世帯の状況のみで近隣の方や面識のある方をお願いしており、福祉協力員ABCタイプは民生委員や区長が兼務することも可能としています。地域福祉協力員は民生委員や区長が兼務することはできませんが、適当な人材がない（止むを得ない）場合は福祉協力員ABCタイプが地域福祉協力員として兼務することが可能です。

2021（令和3）年度は支援が必要な138世帯に対し、福祉協力員ABCタイプが241名、地域福祉協力員17名よりご支援をいただいております。2024（令和6）年度は147世帯に対し、福祉協力員ABCタイプが283名、地域福祉協力員27名よりご支援をいただいております。いずれも増加傾向で、特に地域福祉協力員が増加しております。しかしなり手不足で配置が困難な地区もあるため、尾花沢市福祉ネットワーク（福祉隣組）づくり事業の周知と新たな福祉協力員の確保を行い更なる充実を目指して参ります。

また、福祉課・健康増進課（行政）や尾花沢市地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の関係機関や区長、民生委員・児童委員や近隣住民と相互に連携し、事業の周知と福祉協力員の確保など制度の充実を図っていきます。そして、福祉協力員でなくとも我が事として住民として支えあえる風土を継続できるように、「共につながり 支えあうまち」を目標として参ります。

福祉ネットワーク（福祉隣組）づくり連絡会議

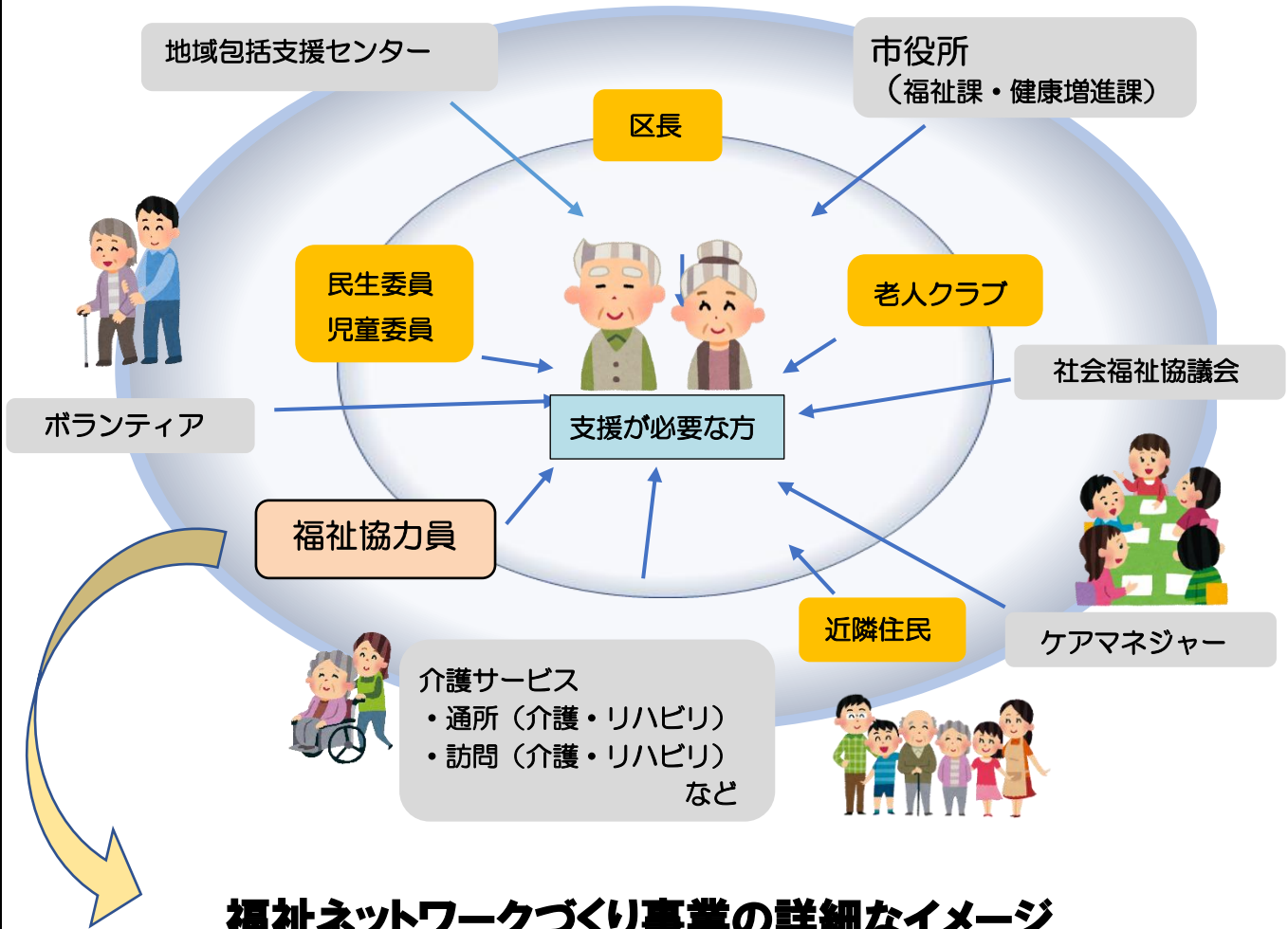
2024年（令和6年）9月24日 場所：サルナート「コンベンションホール」

研修会「いのちと暮らしを守る たすけあい活動」

講師 山形県自主防災アドバイザー（防災士）細谷 真紀子 氏

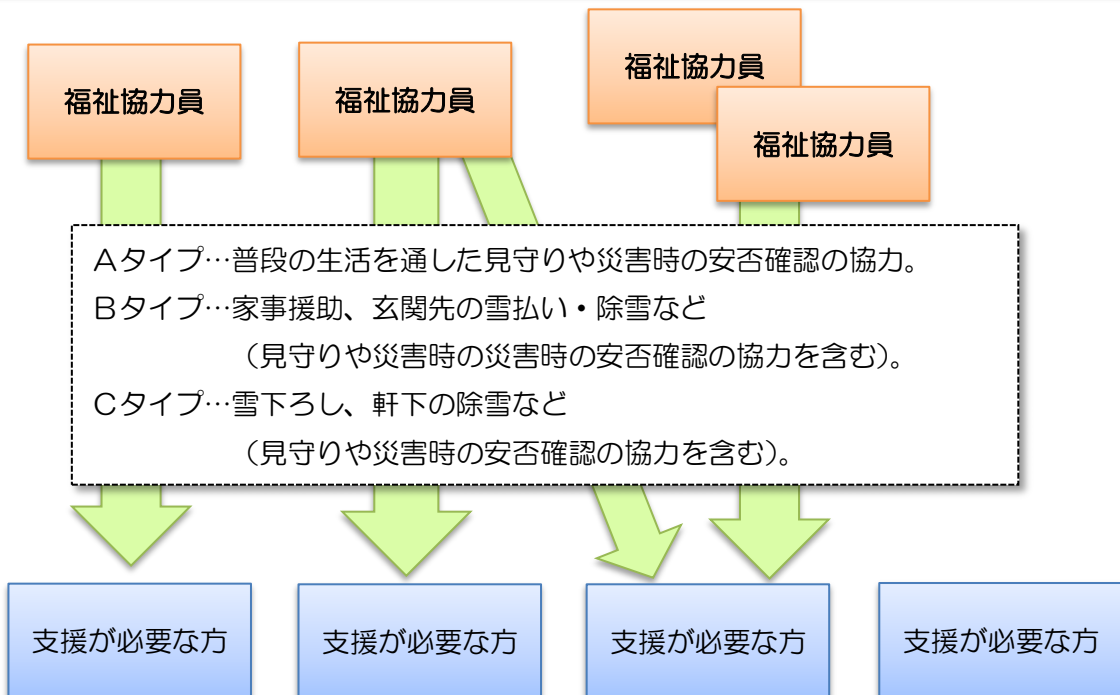


福祉ネットワークづくり事業の全体イメージ



福祉ネットワークづくり事業の詳細なイメージ

地域福祉協力員
 集落単位での見守りや安否確認、福祉サービスの利用援助（除雪券の配布など）、災害時の安否確認の協力等の支援。民生委員活動の補助的な役割を果たす。



(1)ー② ボランティア活動の推進

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災では日本観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し甚大な被害をもたらしましたが、県内外をはじめ世界中から訪れるボランティアの活動が大きな力となり、ボランティア活動の認知度をさらに高めるものとなりました。また近年続く短時間で局所的な豪雨や豪雪の被害は民間のボランティアの迅速な対応により復旧を早めることになっております。本市においても被災地社協への職員派遣や災害ボランティア活動の支援を行って参りました。

本市は2023（令和5）年度に記録的な少雪でしたが、2024（令和6）年度には豪雪対策本部が設置され、除雪券の追加支給等の対応を行っております。また、これからも行政サービスと福祉ネットワーク事業、除雪ボランティア事業を通して冬季における生活支援の充実を目指して参ります。

全国各地から訪れるボランティア

大石町災害ボランティアセンター（令和2年7月豪雨災害） 2020年（令和2年）8月



マッチング



駒籠地区



豊田地区



ニーズ調査に同行する北村山高校生

本会職員は災害ボランティアセンターの立ち上げやマッチング、ニーズ調査の支援を行いました。



受付



マッチング（オリエンテーション）



マッチング（オリエンテーション、グルーピング）



ボランティア活動 本市と友好都市である岩沼市からもお越しいただきました

「山形県・市町村社会福祉協議会 災害時相互支援に関する協定」に基づき職員派遣を行い、受付やマッチング、ニーズ調査や資材班、情報班などの運営支援を行いました。これらの活動が、県内外市町村の除雪ボランティアの連携した活動に生かされる事となります。

・尾花沢市除雪ボランティアセンター

本市において除雪ボランティアセンターが設置されてから2024（令和6）年度で13年目になりました。常設の除雪ボランティアセンターの設置は全国的に珍しいものですが、今後も関係機関と連携しながら同センターを通して除雪ボランティア活動を行い、ボランティア及び住民との交流を進めて参ります。

2020（令和2）年度と2021（令和3）年度は新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止または縮小し実施し、オンラインなどで交流を深めました。また2023（令和5）年度は少雪により実施しておりませんが、2024（令和6年）年度は4回の除雪ボランティアを行い、14件の支援が必要なお宅や集落施設に対し、延べ89名のボランティアと30名の地元の方や指導者・関係者、合計116名のご協力をいただきました。なお、除雪ボランティアセンターの設置・運営は有事の際の災害ボランティアセンター設置・運営に生かされております。

除雪ボランティアセンターの詳細な活動は本会ホームページ（www.obanazawa-syakyo.jp）でもご覧いただけます。

地域と大学との連携による除雪ボランティア 2023年（令和5年）2月9日



尾花沢市・大石田町広域連携推進協議会と東北学院大学災害ボランティアステーションとの連携による除雪ボランティア活動は、東北学院大学の学生21名が4班に分かれ、尾花沢市と大石田町4件で除雪活動を行いました。本市においては尾花沢市建設業協会より11名の指導者を迎え、地域の協力者3名と一緒に活動しました。

SMBC 日興証券山形支店除雪志隊による除雪ボランティア 2025年（令和7年）1月18日



SMBC 日興証券山形支店の役社員16名と株式会社尾花沢タクシーの役員1名が参加し、本市から地域の協力者2名、指導者として山形県防災士会尾花沢支部より3名が玉野地区上原田の支援が必要な1件を除雪しました。

三菱HCキャピタルグループ役員による除雪ボランティア 2025年（令和7年）1月24日～25日



宮沢地区の正厳・押切・市野々で支援が必要なお宅や集落施設など約10件を除雪しました。三菱HCキャピタルグループの役員33名と地域の協力者約15名が3グループに分かれて行いました。今後も地域の福祉ニーズと企業の社会貢献活動を結びつける活動を行って参ります。

岩沼市スノーバスターによる除雪ボランティア 2025年（令和7年）2月6日



友好都市の岩沼市より26名の参加者があり、玉野地区の下原田で支援が必要なお宅2件を除雪しました。岩沼市スノーバスターの活動は少雪やコロナの影響で6年ぶりとなりました。

(1)ー③ ボランティア団体の連携と支援

尾花沢市ボランティア連絡協議会と共に市内ボランティア団体の活動と連携をより一層図り、ボランティア活動を推進いたします。

<p>尾花沢市ボランティア連絡協議会 総会 2024年（令和6年）5月23日</p> 	<p>先進地視察研修 2024年（令和6年）10月9日</p>  <p>岩沼市社会福祉協議会において先進地視察研修を行いました</p>
--	---

(1)ー④ 共同募金運動、歳末たすけあい運動への協力

赤い羽根共同募金は第2次世界大戦後の1947（昭和22）年に市民が主体の取り組みとしてスタートしました。当初は戦後復興の一助として機能を果たしてきましたが、現在は社会福祉法に定められる第一種社会福祉事業として、地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みや、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として取り組まれています。令和6年度は「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」をテーマに取り残される人を作らないようにするための活動の重要性について、広く発信する役割も大きくなりました。本市でも、社会課題の解決のため、福祉活動やサロン活動を支援するための重要な財源として役立てられております。

歳末たすけあい運動は明治後期頃から救貧を目的とする民間活動として広がり、戦後にかけては民生委員などが中心となって金品の配布運動が行われてきました。現在では支援を必要とする人たちが安心して暮らせるよう様々な関係機関の参加のもと展開されており、共同募金の一環として行われています。

本市においては赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動共に世帯単位で納入していただく戸別募金が多くを占めますが、更なるPRと使途の明確化に努め、たすけあい活動の推進と充実を目指して参ります。

 <p>常盤小学校の皆さんより、赤い羽根共同募金が贈呈されました 2023年（令和5年）11月30日</p>	 <p>尾花沢中学校の皆さんより、赤い羽根共同募金が贈呈されました 2025年（令和7年）1月30日</p>
---	--

2 基本目標 ・ 子どもからお年寄りまで 元気な声が聞こえるまち

(2) 基本計画 ・ 福祉のところで社会参加と交流促進

【現状と課題について】

第3期尾花沢市地域計画策定の際に行ったアンケート調査の“住民同士の自主的な支え合い・助け合いのために必要なこと”では、「町内会等の地域組織が中心となって住民相互の交流活動を進めること」が41.7%で最も多く、次いで「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」が40.8%で続いています。また、「地域の人気が気軽に集まれる場所をつくること」も多くあげられ、第3期のアンケート【2022年（令和4年）8月実施、有効回答率38.5%】より「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」の割合が多くなっていることがわかりました。

隣近所の付き合いが少なくなり、コミュニケーションが希薄になってきている傾向の中で、コミュニケーションツールとしての「あいさつ」の元気な声が聞こえるまちを目標として、児童生徒を対象にしてボランティアの理解を深める活動支援を行うとともに、いきいきサロンなど気軽に集まれる居場所づくりを進めていく必要があります。

(2)－① 児童生徒の福祉学習

尾花沢市社会福祉協議会では、福祉の心を育む福祉体験学習を関係者の協力を得て実施しております。今後も「子どもからお年寄りまで元気な声が聞こえるまち」をめざし、サマーヤング ボランティア スクール等の福祉学習の機会を設けて参ります。

さらに児童生徒ボランティア助長事業として、ボランティア協力校である市内小中学校とともに児童生徒の福祉の心を育むボランティア活動を支援して参ります。

サマーヤングボランティアスクール 2024

「大切な人のいのちを守るために。災害時に備えて学ぼう！」 2024年（令和6年）8月1日



(2)ー② 児童の遊び場等整備事業

集落内の児童の遊び場（広場）のブランコ・すべり台や、安全確保のための柵、フェンスなどの設置・修理のために、遊具等設置・修理代金（上限あり）を赤い羽根共同募金の配分事業として助成し環境整備に努め、子どもの元気な声が聞こえるまちを目指して取り組んで参ります。

(2)ー③ 高齢者等スポーツ用具の整備、軽スポーツ用具の貸出

高齢者等スポーツ用具助成事業として老人クラブ又は区長、あるいは任意の団体が申請できるように、赤い羽根共同募金の配分事業で助成し整備に努めます。

また、住民間交流促進軽スポーツ用具貸出事業として障がいをもつ方や高齢者だけでなく、住民の親睦・交流を促進し、絆を深めるための軽スポーツ用具（輪投げ、カローリング、ストラックアウト、ダーツ等）を整備して貸し出す事業を展開し、普及に努めます。

(2)ー④ ふれあい・いきいきサロン「なかよしお茶のみ会」

高齢者の交流、親睦の場としてのふれあい・いきいきサロン「なかよしお茶のみ会」では、実施主体を地域住民により編成された自治会、単位老人クラブ、婦人会、あるいは集落内のボランティアグループとし、集落にこだわらず健康づくりや介護予防を目的とした市内の任意のグループやサークルによる開催も支援致します。お年寄りの居場所づくりや安否確認と交流、親睦を目的としています。内容的には、1人暮らしだけではなく、全ての高齢者の方々が気軽に参加できる心ふれあうお茶のみ会としての開催活動ですが、さらに関係機関や住民と協力しながら開催箇所や回数を増やすことや、内容の充実化について検討していきます。

「なかよしお茶飲み会」を開く上で内容によっては、尾花沢市健康増進課や尾花沢警察署、交通安全協会、尾花沢市地域包括支援センター、尾花沢市社会福祉協議会等の関連機関、また協力をしていただく各ボランティア団体との調整も行っていきます。

災害時や防犯上の目的で、日頃の住民同士のつながりの重要性が再認識されていますので、お年寄りだけでなく、子どもや若い世代の交流の機会創出も検討していきます。

「民謡・三味線のかかし」による出前出張

鶴子地区お茶のみ会 場所：花笠高原荘
日時：2023年（令和5年）6月30日



下原田地区お茶のみ会 場所：下原田公民館
日時：2022年（令和4年）10月20日



芦沢老友会 出前講座

場所：芦沢公民館

日時：2024年（令和6年）7月23日



西原地区ありがとうかし君感謝祭

場所：西原地区公民館

日時：2024年（令和6年）10月13日



鶴子地区お茶のみ会

場所：鶴子小学校

日時：2025年（令和7年）1月29日



(2)一⑤ 福祉団体と共に進めるまちづくり

福祉団体と研修や交流の場を設け、各団体（尾花沢市手をつなぐ育成会・尾花沢市母子寡婦福祉連合会・尾花沢市身体障がい者福祉協会・尾花沢市老人クラブ連合会など）とともに組織強化と相互支援を通じた福祉のまちづくりを目指します。またセルフヘルプ活動により、福祉団体の組織強化と自立への援助と相互支援のための基盤づくりを推進します。

さらに、団体の周知と広報に努め、子どもの元気な声が聞こえお年寄りにやさしいまちを目標とし取り組んで参ります。

(2)一⑥ 市民手づくりの福祉大会の開催

福祉のまちづくりをより一層進められるように住民や福祉関係者、ボランティアが一同に会して福祉を学びあい意識を高めることを目的にして、2014（平成26）年から市民手づくりの福祉大会が開催されました。2024（令和6）年度もボランティアの方々や福祉関係者有志の方々のご協力により実行委員会を立ち上げ実施し、尾花沢市社会福祉協議会長表彰やアトラクション、講演会が実施されました。

今後も市民手づくりの福祉大会や尾花沢市社会福祉協議会長表彰式を定期的開催して「福祉のところで社会参加と交流促進」を進めて参ります。

市民手づくりの福祉大会 2024年（令和6年）12月22日 サルナート コンベンションホール



市社会福祉協議会長表彰贈呈式



アトラクション



3 基本目標 ・笑顔であられ やさしく暮らせるまち

(3) 基本計画 ・相談機能や福祉サービスの充実

【現状と課題について】

第3期尾花沢市地域福祉計画策定の際に行ったアンケート調査の“地域福祉を推進するために優先して取り組むべきこと”については、「身近な場所での相談窓口の充実」が57.3%で最も多くを占めており、第2期のアンケートでも同様の傾向でした。またアンケート調査の“福祉に関する地域活動の主な団体や拠点施設の周知”では、「民生委員・児童委員」が72.6%で最も多く、次いで「社会福祉協議会」(65.8%)の順となっており、第2期地域福祉計画策定の際に行ったアンケート調査の結果と同じような傾向を示しております。さらに、“今後重視すべきと考える地域福祉活動”については「孤独孤立のための声かけや見守り活動」が50.5%と最も多くを占めております。

福祉サービスや支援を必要とする人、生活困窮者や社会的に孤立している方の相談を受け、関係機関等へつなげていくために、今後も民生委員・児童委員や関係機関と連携し相談機能の充実を図るとともに、尾花沢市社会福祉協議会の基盤強化ならびに福祉サービスの充実を図り「笑顔であられ やさしく暮らせるまち」を目指して参ります。



尾花沢市における相談所の歴史は古く、1957（昭和32）年4月1日に尾花沢市（当時は町）社会福祉協議会によって心配ごと相談所として県内で最初に開設されました。1958（昭和33）年9月1日から尾花沢市「心配ごと相談所」の看板を58名の民生委員の自宅に掲げ、2002（平成14）年には介護保険法とともに「高齢者等に対する身近な相談支援体制の確立」として相談体制の整備が図られ、現在に至ります。

2002年（平成14年）発行「山形の社会福祉五十年」山形県社会福祉協議会（P23）より

【実施計画について】

(3)－① ふれあい福祉相談所

住民への相談援助、支援活動をするための拠点、窓口として、ふれあい福祉相談所を老人福祉センター内に設置しています。ここでは、法律相談や人権相談、行政相談、保健医療、福祉サービス全般（介護、リハビリ等）、教育相談、交通事故、婚姻関係、生計等の住民の抱えるあらゆる心配ごとと困りごと相談に応じ、事案によっては関係機関を紹介いたします。

『総合相談』 毎週水曜日、午前10時～午後2時

行政相談委員や民生委員・児童委員、保護司、学識経験者として活躍しておられる総合相談員が、あらゆる心配ごとのご相談に応じます。

『専門相談』 毎月第3水曜日（8月、12月を除く）、午前10時～午後3時、法律相談のみ午後1時まで受付で事前予約制となり、オンラインや電話対応になる場合があります。弁護士、行政相談委員、人権擁護委員、総合相談員がご相談に応じます。

『常設相談』 月曜～金曜日、午前8時30分～午後5時
社協職員がご相談に応じます。

※各種相談はすべて祝日を除きます



毎週水曜日は総合相談員が
あらゆる心配ごとのご相談に応じます。

(3)－② 地域包括支援センターとの連携

尾花沢市社会福祉協議会では、尾花沢市より地域包括支援センターの運営を受託しています。高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、介護・福祉・保健・医療・住まいなど、様々な支援が総合的に提供できる地域包括ケアシステムの仕組みが必要とされております。その拠点として地域包括支援センターに、社会福祉士・保健師等（看護師）・主任介護支援専門員を配置し、相互に必要な情報を共有し関係機関との連携を図り、安心して暮らせるような体制を構築し、地域の皆様が安心して暮らせるよう、支えあいの地域づくりを推進してまいります。

(3)－③ 福祉用具貸付、移送サービス

日常生活での介護のための車いすの長期貸し出し（6か月更新）、通院などの外出のために一時貸し出しを行っています。

また、家庭から病院や施設へ移る場合に、通常の自動車に乗降が困難な常時寝たきり状態の高齢者や常時車イスで生活する方に対し、移送サービスを行っています。1998（平成10）年10月から尾花沢市より移送サービス事業を受託してまいりましたが、2012（平成24）年度より福祉有償運送という形で尾花沢市社会福祉協議会が直接移送サービスを実施することになりました。市が行う他の高齢者移動支援サービス（タクシー券）とあわせて周知と普及を図り利便性に努めます。

(3)－④ 福祉サービス利用援助事業

高齢者や知的障がい者、精神障がいのある方などで、福祉サービスの利用をしたいけれどよくわからない方、お金の管理や引き出しができないなど日常生活に不安のある方を対象に、福祉サービス利用のお手伝いをいたします。具体的には、利用料を支払う手続き、日常生活上に必要な事務的な手続き、苦情解決制度の利用援助など、日常的な金銭管理のお手伝い（年金・福祉手当・生活費の引き出しや公共料金・税金などの支払い・口座引き落としの手続き、日用品等の購入代金を支払う手続き、書類や請求書類の整理など）、大切な書類のお預かり（通帳、印鑑、年金証書などです）。

2014（平成26）年度より専門員が配置される基幹的社会福祉協議会として実施しておりますが、事案によっては判断能力が不十分な人に代わって財産管理や身上監護などを行う尾花沢市成年後見センター事業と連携し、成年後見制度の周知や相談・支援を図ります。。

(3)－⑤ 尾花沢市成年後見センター事業

認知症や知的障がいその他の精神的な障がい等により判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護などを行い、支えるための手段である成年後見制度について、その理念に沿った利用を促進し、成年後見制度の周知や相談・支援を図ります。また、権利擁護支援の地域連携ネットワークを整備し、運営を図ります。さらに法人後見の受任体制整備を図ります。

さらに令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されたことから、成年後見制度を必要とする人がみな安心して利用できるような体制を目指して参ります。



2024年（令和6年）2月27日に、一般社団法人ひとむすび代表理事鈴木直氏より成年後見制度について事例を交えながら講演していただきました

(3)一⑥ 生活福祉資金の貸付、たすけあい資金の貸付

生活福祉資金の貸付事業は、戦後激増した低所得者層の生活基盤を確保させようとする世帯更生運動が1955（昭和30）年に制度化されたもので、現在では他の貸付制度が利用できない低所得者や障がい者世帯等の生活安定と自立をめざし、民生委員・児童委員や尾花沢市社会福祉協議会が窓口になって山形県社会福祉協議会が資金を貸付する制度です。また、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業、減収した方に対して貸付した特例の緊急小口資金と総合支援資金の償還と家計支援や就労支援等のアフターフォローについて、生活自立支援センターと連携し進めます

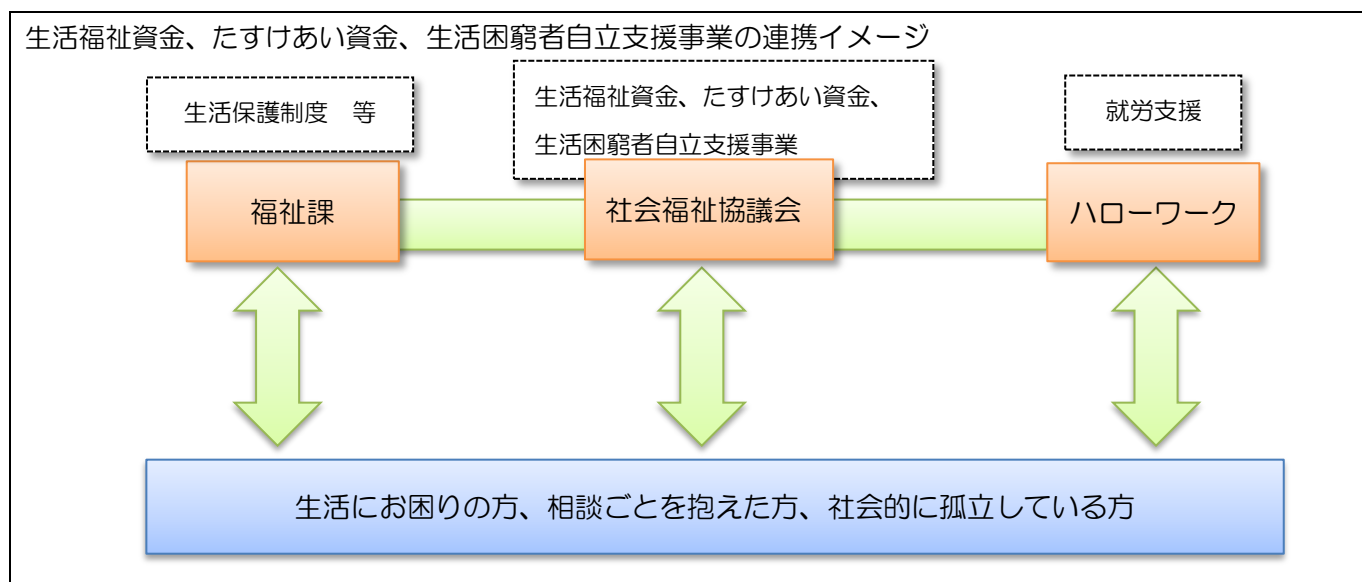
たすけあい資金の貸付事業は尾花沢市社会福祉協議会独自の貸付制度であり、低所得者への緊急一時的な生活つなぎ資金として貸し付けを通し、生活安定のための支援を行います。

申し込みから貸付、償還（返済）完了まで関係者が継続して相談・支援して参ります。

(3)一⑦ 生活困窮者自立支援事業

2015（平成27）年度から施行された生活困窮者自立支援制度に伴い相談支援員が尾花沢市社会福祉協議会に配置されています。生活の困りごとや不安を抱えている方、社会的に孤立している方の相談を受けて、他の機関とも連携しながら一緒に考え具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。また、関係機関、地域住民等とのネットワークを構築し、自ら支援を求めることができない生活困窮者へアウトリーチを積極的に展開します。さらに令和6年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されたことから多様な関係機関との連携・協働をすすめて参ります。

また、家庭で余っている食べ物を持ち寄りそれらをまとめて地域の要支援者や団体などに寄付する、フードドライブを実施して参ります。



(3)一⑧ 生活支援体制整備事業

2017（平成29）年度から尾花沢市より尾花沢市社会福祉協議会が受託しております。高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を本会に配置し、生活支援・介護予防の体制づくりを進めていきます。地域の皆様が年を重ねても元気で活躍できる場づくりや、お互いさまの支えあいの地域づくりを目指し体制整備に努めて参ります。

生活支援体制整備事業協議体会議①

場所：東光館 大会議室

日時：2024年（令和6年）5月30日



東光館 100歳体操 立ち上げ支援

場所：東光館 大会議室

日時：2024年（令和6年）7月9日



支え合いの地域づくり研修会

場所：悠美館 ハイビジョンホール

日時：2024年（令和6年）12月18日



(3)一⑨ 認知症総合支援事業

2017（平成29）年度から尾花沢市より尾花沢市社会福祉協議会が受託しております。認知症地域支援推進員を配置し、認知症サポーター養成講座やおれんじカフェ等を開催。認知症になっても「おばなざわ」で自分らしく暮らしていく事が出来るよう、正しい知識を広げ、見守りのネットワークや地域の支援体制づくりに取り組んで参ります。

おれんじカフェ



認知症の方、その家族や友人、ご近所さんなどが気楽に集える場所として認知症カフェ（おれんじカフェ）を開催しています。認知症に関心をもつ者どうしが交流を図る事で、抱え込んでいた不安や悩みが軽くなったり、たくさん笑って気分が晴れたり。「あ～来て良かった」「やっぱりここに来ると楽しい」と、次回開催日を楽しみにしてくれる方もいらっしゃいます。

年に1度の『おれんじカフェスペシャルデー』は幅広い年代から認知症に興味関心を持ってもらうため、開催内容は年々進化。参加者にとってスペシャルな1日になるよう心をこめて開催しております。



さらに令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されたことから、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進して参ります。

(3)－⑩ 介護保険サービスと障がい福祉サービスによる在宅福祉の充実

尾花沢市社会福祉協議会では通所介護（デイサービスセンター和光園）、訪問介護（ホームヘルパー）、居宅介護支援事業（ケアマネジャー）による介護保険事業や障がい福祉サービスを実施しております。今後も市内各法人・事業所とも必要な情報を共有しながら在宅福祉サービスの充実を共に進め、住みやすく安心して暮らせるまちづくりを目指して参ります。

(3)－⑪ 災害等に備えた支援体制の構築

日頃からの見守り活動による支えあいの関係性を築き、災害時にも安否確認や支援を行うことのできる地域づくりを推進します。災害発生時には、市や協力団体と連携体制づくりを進め、災害ボランティアセンターを立ち上げの際には支援活動の調整を行い、早期に災害復旧、市民生活の再建を進めます。他地域での災害時には災害時相互支援に関する協定に基づき被災地災害ボランティアセンターに市社協職員を派遣し、被災地支援活動を行います。

また、尾花沢市民生委員児童委員協議会や尾花沢市防災危機管理課や福祉課と連携して、災害時要援護者台帳、ハザードマップづくりや支援体制づくりに協力すると共に、災害時に自主防災組織等と必要な情報を共有して多くの市民がかかわり協力できるような体制づくりを進めて参ります。

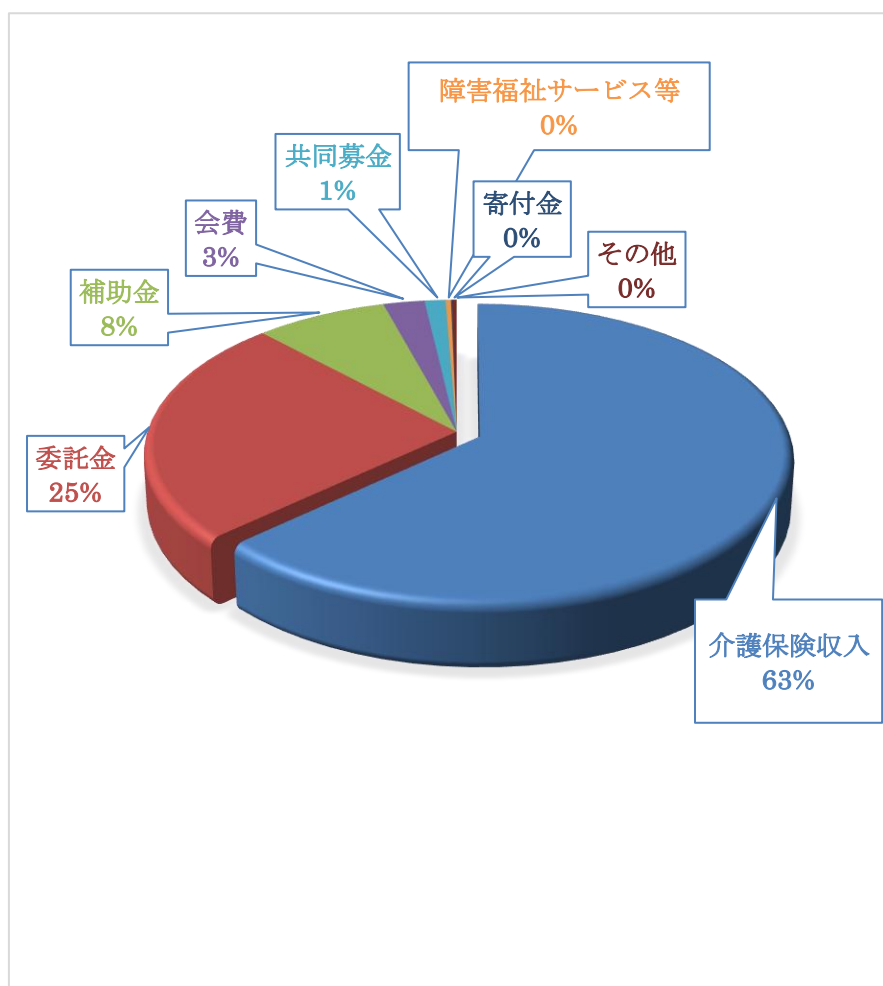


2024年（令和6年）5月28日に尾花沢市役所において「自然災害発生時における災害ボランティアセンター支援に関する協定式」が行われました。協定の内容は、尾花沢ライオンズクラブが自然災害発生時において、尾花沢市社会福祉協議会が設置運営する災害ボランティアセンターに対し協力の要請に応じるものです。ライオンズクラブの専門性を生かした協定となります。

(3)－⑫ 社会福祉協議会の基盤強化

社会福祉協議会はその目的に賛同した会員の会費（住民会費）を基本に運営する組織ですが、尾花沢市社会福祉協議会では市内企業からの賛助会費、寄付金、赤い羽根共同募金の配分金その他介護保険収入、市からの受託金や補助金等様々な財源をもとに事業を推進しています。とりわけ上記の介護保険収入が全収入の6割を占め、事業収入からの繰入金財源の1つになっています。この割合は全国の市町村社会福祉協議会で異なりますが、今後も尾花沢市社会福祉協議会では、財源の安定的な確保に努め経営基盤の強化を図り、それによって住民が住みやすく安心して暮らせるように相談機能や福祉サービスの充実を図って参ります。

2025（令和7）年度 尾花沢市社会福祉協議会 財源（収支予算書より）



第4章 用語集

この計画の本文中に出てくる専門用語について説明しておりますので、ご活用願います。

あ行

移送サービス

自らの力で移動の自由が確保できない高齢者や障がい者などに対して、目的の場所まで移動するための介護保険外のサービス。

か行

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、ケアマネジメントという手法を用い、利用者がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市区町村、サービスを提供する事業所、施設などとの連絡調整等を行う人のこと。介護支援専門員は、ケアマネジャーの仕事に必要な資格の名称でもある。

介護保険制度

加齢に伴い要介護状態または要支援状態に陥ることを保険料・税金で補助する保険制度の総称。社会保険の一つであり、被保険者の要介護状態や要支援状態に関してサービスの利用料を保険料・税金で補助する。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進するために、令和6年1月に施行された。

居宅介護支援事業所

高齢者が生活や健康状態に合わせた介護サービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）がケアプラン（居宅サービス計画）を作成し、介護サービス事業者との連絡調整を行う事業所のこと。

孤独・孤立対策推進法

孤独・孤立の状態にある方への支援に関する国や地方公共団体の責務や孤独・孤立対策のために多様な関係機関が連携・協働をすすめるため、2024年（令和6年）4月に施行された。

さ行

災害時要援護者支援台帳

災害が発生した時や災害のおそれがある時に、自力で避難することが困難な方（高齢者や障がいのある方等）の住所や連絡先などの個人情報を避難支援者、自主防災会、自治会や民生児童委員・児童委員、市関係課等の防災関係機関へ提供することに同意された方々の台帳。

災害ボランティア

災害発生時に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援するために、自発的に能力や労力、時間を提供する個人及び団体のこと。

除雪ボランティア

人口減少・高齢化により雪処理の担い手が不足している豪雪地域において、除雪作業に協力するボランティア。他地域からのボランティアの受入による広域的な除雪ボランティアや地域同士の交流、企業によるボランティアなどが実施されている。

社会福祉協議会（社協）

社会福祉法百十条の規定に基づいて組織され、社会福祉の推進を図ることを目的とする団体。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整及び助成などさまざまな事業に取り組んでいる。地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成されており、市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織である。

障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づいて障害者や難病患者を対象に行われる支援の総称。支援の種類は日常生活の介護支援を行う「介護給付」と自立生活や就労を目指す人を支援する「訓練等給付」の2つに大別される。

生活困窮者自立支援制度

生活保護に至っていない生活困窮者で現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、第2のセーフティネットとして、包括的な支援を行うことにより、自立の促進を行う事業。また、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる制度の狭間に陥らないよう、できる限り幅広く対応することとし、生活困窮者の自立と尊厳の確保と生活困窮者を通じた地域づくりを目標としている。

生活支援体制整備事業

協議体や生活支援コーディネーターの活動により、多世代の地域住民が担い手として参加する多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、日常生活上の支援体制の充実や強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、高齢者を支える地域づくりを進めるもの。

生活支援コーディネーター

ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘など地域資源やサービスの開発とともに、地域の多様な主体のネットワークの構築に向け、そのコーディネート機能を担うために配置される人材のことをいう。多くの自治体で社会福祉協議会に配置されている。

生活福祉資金貸付制度

経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的に、低利または無利子での資金の貸し付けと必要な援助指導を行う制度。都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施しており、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等世帯単位に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術等の習得

や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行う。また、資金の貸付けによる経済的な援助にあわせて、地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行う。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力の不十分な方々を保護するために、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける人を選任する制度であり、その人の身の回りに配慮した財産管理やサービス利用のための契約などをサポートする。大きく分けると、家庭裁判所の審判により選ばれた成年後見人等が本人を保護・支援する法定後見制度と、本人の判断能力が十分なうちに、自らが選んだ代理人（任意後見人）と契約をしておく任意後見制度の二つがある。2022年（令和4年）3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めるとしている。

た行

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。厚生労働省では、「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【2017（平成29）年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定】をとりまとめ、「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格として、（1）地域課題の解決力、（2）地域丸ごとのつながりの強化、（3）地域を基盤とする包括的支援の強化、（4）専門人材の機能強化・最大活用の4つの柱を掲げている。

2021年（令和3年）4月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずるとしている。

地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。市区町村および医療法人、社会福祉法人などのうち包括的支援事業の委託を受けたものが設置することができる。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。

通所介護（デイサービス）

通所介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的として実施する。利用者が通所介護の施設（利用定員19人以上のデイサービスセンターなど）に通い、施設では、食事や入浴などの日常生活上の

支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供する。生活機能向上グループ活動などの高齢者同士の交流もあり、施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行う。

な行

認知症

一度獲得された知能が、脳の器質的な障害により持続的に低下したり、失われることをいう。一般に認知症は器質障害に基づき、記銘・記憶力、思考力、計算力、判断力、見当識の障害がみられ、知覚、感情、行動の異常も伴ってみられることが多い。記憶に関しては、短期記憶がまるごと失われることが多いが、長期記憶については保持されていることが多い。従来使用されていた「痴呆」という用語は侮蔑を含む表現であることから、「認知症」という表現が使用されることとなった。

認知症サポーター

都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。講座は厚生労働省が2005（平成17）年度より実施している「認知症を知り地域をつくる10か年」の構想の一環である「認知症サポーター100万人キャンペーン」によるもの。

認知症総合支援事業

保健・医療・福祉のさまざまな分野の専門職が、初期の段階で認知症による症状の悪化防止のための支援を行ったり、認知症の人やその疑いのある人に対して、総合的な支援を行うための事業。

は行

福祉教育

地域で共に暮らす高齢者や障がい者の方々との交流や、地域を見つめ直すなどの機会を通じて、お互いに助け合うことの大切さを感じ、地域に暮らす一人として出来ることを考え行動するための力を育むこと。

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行い、これに伴う日常的金銭管理等をあわせて行うもの。都道府県・指定都市社会福祉協議会が実施主体だが、窓口業務は市町村の社会福祉協議会等。社会福祉法2条3項において第二種社会福祉事業として定義されている。成年後見制度と違い不動産の売買など高額な財産の処分や、遺産分割などの法律行為を代わってすることはできない。厚生労働省の国庫補助事業として平成19年度に地域福祉権利擁護事業から日常生活自立支援事業へ事業名称が変更されたが、福祉サービス利用援助事業とは実務上はあまり区別されていない。

福祉有償運送

タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸

送サービスをいい、この福祉有償運送を行う場合には、運輸支局長の行う登録を受ける必要がある。また、登録の申請にあたっては、市町村等が主宰する運営協議会において、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価等について合意されていることが必要である。

ふれあい・いきいきサロン

高齢者や障がい者、子育て中の母親等、誰もが気軽に安心して参加できる、楽しい仲間づくりと活動の場である。当事者やボランティアなどが、同じ住民という立場でサロン活動を一緒に企画・運営するところが特徴である。孤立感の解消や仲間づくりを図ることを目的に開設しているサロンのことをいう。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。一般的に、法人後見では、法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行い、担当している職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点がある。

訪問介護（ホームヘルプ）

訪問介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）をする。訪問介護のサービスを提供する者をホームヘルパーとも呼び、介護福祉士の資格をもつ者や、都道府県知事または都道府県知事の指定する者の行う研修（介護職員初任者研修など）を受け、研修を修了した証明書の交付を受けた者が従事する。

ボランティアセンター（ボラセン）

ボランティア活動の推進・支援を行う機関で、情報把握・提供、啓発普及や活動機会の提供、活動する個人・団体への支援、ボランティアによるサービスの開発・実施、推進機関間のネットワークづくりなどを行う。なお、尾花沢市では、除雪ボランティアセンターも尾花沢市社会福祉協議会内に設置されている。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、各市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされており、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。職務は、住民の生活状態を適切に把握すること、援助を必要とする者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう相談・助言・その他の援助を行うこと、援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助を行うこと、社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、が規定されている。なお、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。

第5章 関係資料

1. 尾花沢市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(委員会の設置)

第1条 社会福祉法人尾花沢市社会福祉協議会（以下「社協」という）が住民主体、住民参加による地域福祉活動計画を策定するため、尾花沢市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(計画策定の目的)

第2条 住民、ボランティア、社会福祉関係団体、機関等と協力・協働し、地域での支えあい、助け合い活動を総合的に展開するための指針として、「地域福祉活動計画」を策定することを目的とする。

2 「地域福祉活動計画」策定においては、社会福祉協議会は地域福祉を進めていく中心となる組織であるため、その組織の基盤強化計画も含めて策定するものとする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員20名以内で構成し、次に掲げるものから社協会長が委嘱する。

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 区長会代表 | (2) 民生委員児童委員代表 |
| (3) 主任児童委員代表 | (4) ボランティア代表 |
| (5) 福祉団体代表 | (6) NPO法人 |
| (7) 行政関係者 | (8) 福祉関係機関 |
| (9) 学識経験者 | (10) 地域福祉に意欲のある市民 |

2 委員の任期は、活動計画案の作成をもって終了する。

(委員長および副委員長)

第4条 この委員会に委員長1名および副委員長1名を置く。委員長および副委員長は委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、委員長がその議長となる。

(委員会以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局および事務局会議)

第7条 委員会の事務局は、社協事務局に置く。

2 事務局は、事務局長を中心に事務局会議を開くことができる。事務局会議の構成メンバーは、社協の職員で構成する社協運営会議のメンバーとする。

(雑 則)

第8条 この要綱で定めるほか、運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年10月30日より施行する。

2. 尾花沢市地域福祉活動計画策定委員会 会議録

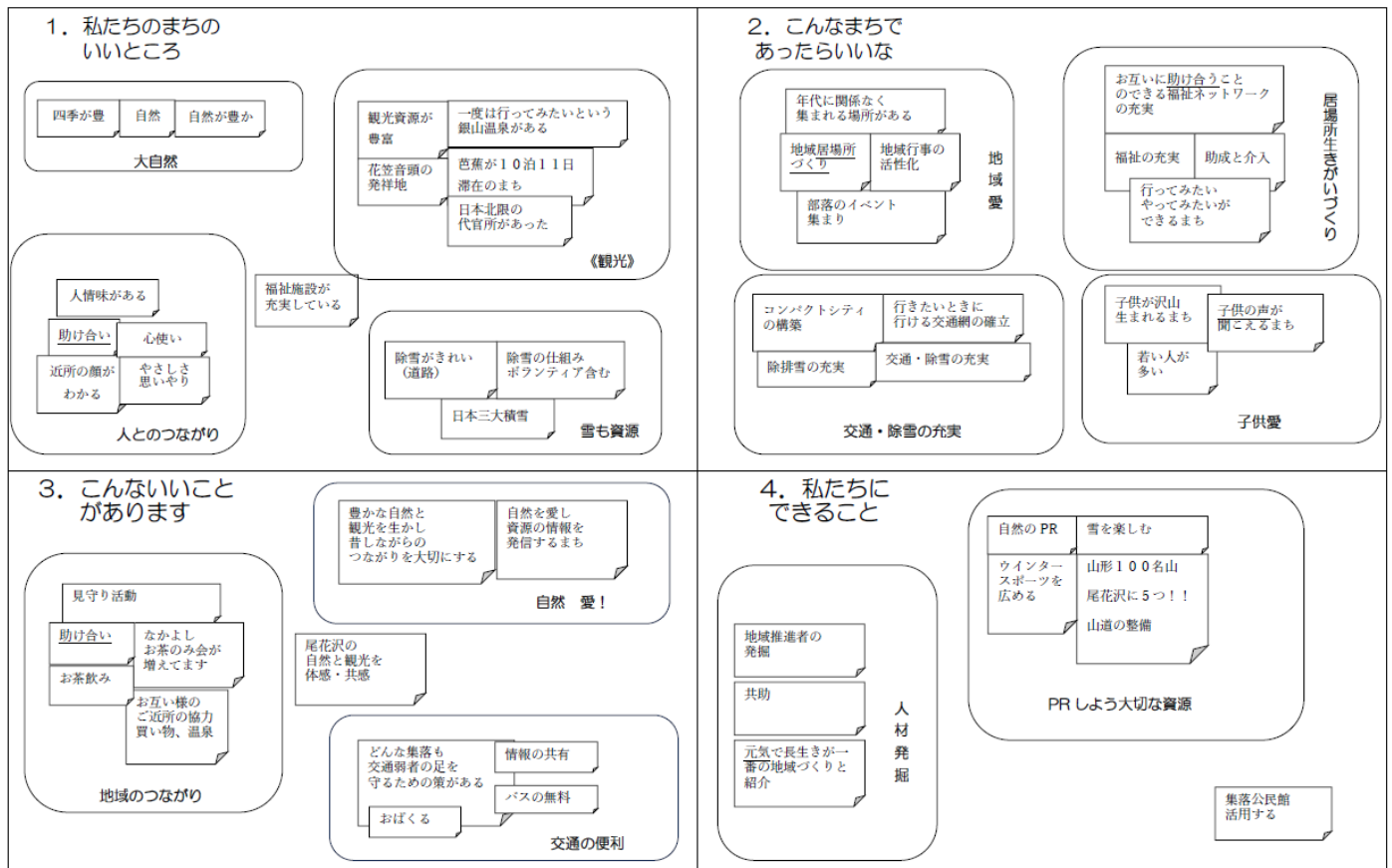
第1回尾花沢市地域福祉活動計画策定委員会 2024年（令和6年）12月11日

第2期 尾花沢市地域福祉活動計画の現状評価とカードワーク「まちづくりの4つの窓」

助言者 山形県社会福祉協議会 事務局次長 奥山 伸広 氏



①グループ 自然を愛し 資源の情報を 発信するまち



②グループ おばねの絆と愛

1. 私たちのまちのいいところ

食べ物など「おすそわけ」が行われている

近所の人がやさしい

近所の助け合いがある

地域での共同作業

新鮮野菜や果物がある

近所の助け合い

住み良い環境

空き家に移住者がいる

区長中心に情報を共有している ※すべてではないが

福祉ネットワーク

2. こんなまちであつたらいいな

他の町のひとつから「おばね」っていいねって言ってもらえる

良い評価

気軽に交流

老人・若者・子供一緒に集える所があると良い

地域交流

気軽に声がけし笑顔で話せる街

皆がわけへだてなく自由に幸せであるために愛のある福祉を充実させる

交通の利便性

バスの利用もっとあってほしい

3. こんないいことがあります

「おばね愛」がある

基本的に「おばね愛」を持っている人が多い

隣近所仲が良い

「子供・年より愛」がある

老人クラブ活動がいい

子ども食堂 学習支援

公民館でゆう大学をしている

少子化の中でも子供たちが大勢いる。子供の元気な姿が見れる

4. 私たちにできること

安否確認ができる

情報収集 情報提供

地域内での助け合い

近所の老人と声がけ

仲間作りができる

地域の団結

市全体が友達になれるようなコーディネートになっていきたい

地域内にこだわらず他地域にも協力活動ができるようにしたい

地域をつなぐネットワーク

③グループ

1. 私たちのまちのいいところ

ご年配の方が元気

地域の貢献している人が多いと思う

挨拶 声がけ

福祉は充実していると思う

地域活動でがんばっている人がいる

地区の役員の皆様がいっしょけんめいがんばっている

地域活動に参加元気な高齢者

自然が多い

自然災害が比較的少ない

豊かな自然

2. こんなまちであつたらいいな

歴史と文化のまちづくり

健康長寿のまち (楽しく元気に)

健康で元気に暮らせればいい

文化と歴史があり学びと深掘ができる

市職員で文化財関係の専門職人材確保

地域と市でカルチャー教室を増やしてほしい

尾花沢関係の作家(陶芸美術)の一括展示できたらよい

困ったときに支え合える 具合悪い時 災害時

市民皆で子供の育成に力を貸して欲 望がある

若者が定住できるような働く場所

雪が少ない

子供の育成に壮年層が力を貸してほしい

自分のできないことは地区の方々に頼めるようなシステムがあつたらよい

課題や問題を共有しよりよい街にしてい

歴史の教育と見守り

地区公民館の予算削減らず活性化できたらよい

にぎわう産直もつと出品しよう

活気のある町

にぎわうまち

3. こんないいことがあります

たすけ合いの地域づくり

ボランティア活動に声をかけてくれる

困っている人がいると親身に心配してくれる

となり近所の関係が・・・

元気な地域づくり

玉野地区でグラウンドゴルフ愛好会ができた

玉野地区で書道倶楽部ができた

玉野地区でニッ森を愛する会ができた

4. 私たちにできること

ボランティア活動に参加しよう

子供たちやお年寄りの見守りや声がけ

いろいろな分野の方の指導で地域づくりに参加したい

自分たちの街の良さを再認識しPR!!

ボランティアに進んで参加

ひとり暮らし世帯が多くなるのでできることを考えよう

楽しく過ごすお手伝い

④グループ

<h3>1. 私たちのまちのいいところ</h3> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>人に優しい人柄が良い</p> <p>積極的な人が多い</p> <p>顔を知っている人が多い</p> <p>人情味がある</p> <p>のんびりしている</p> <p style="text-align: center;">人が良い</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>風光明媚</p> <p>観光資源が多い</p> <p>食べ物が美味しい</p> <p style="text-align: center;">自然が豊か</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>各地域の活動が盛んに行われている</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>道路が広い</p> </div> </div>	<h3>2. こんなまちであつたらいいな</h3> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>少子化をなくすには移住民を増やし若者の農業従事者を増やす</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>スマート化で消滅区域なので1か所の集合し更新利化を計る</p> <p style="text-align: center;">スマート化</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">地域の見守り</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>買物、学校、病院、施設利用 孤独を無くし見守る</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>子供からお年寄りまで元気なまち</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>(世代間を問わず)多世代で活動できる場があつたらいいな</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>声かけや見守りがある</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>笑い声があふれる街(地域)</p> </div> </div> </div>
<h3>3. こんないいことがあります</h3> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>ボランティアの団体が多い(活動的)</p> <p>地域の行事を大切にしている</p> <p>気軽に悩みを相談できる(悩みを言い合える)</p> <p>お互いの気持ちがある近所付き合い</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>安否確認をする気持ちがある</p> <p>地縁が続いている</p> <p>良い友達がいる</p> <p>問題を話し合える場がある(生活支援体制整備事業協議体)</p> <p style="text-align: center;">お互い様</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>近所方からいろんなものがもらえる</p> <p>畑で野菜が作れる</p> <p style="text-align: center;">おすそ分け精神</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>冬の除雪がすばらしい</p> <p style="text-align: center;">除雪最高</p> </div> </div>	<h3>4. 私たちにできること</h3> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>見守り、声かけ</p> <p>安否確認 見守り</p> <p>ちょっとした気遣い支援</p> <p style="text-align: center;">見守り</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>地域の活動に参加する(地域を知る)</p> <p>居場所作りをする</p> <p style="text-align: center;">地域活動</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>悩みごと課題を感じます</p> <p>尾花沢ことをもっと知る</p> <p style="text-align: center;">周知活動</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>買い物難民の解消 小型バスで巡回</p> <p style="text-align: center;">買い物難民</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>病院送迎のお手伝い</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>畑でとれた作物を分ける</p> </div> </div>

第2回尾花沢市地域福祉活動計画策定委員会 2025年（令和7年）3月21日

「尾花沢市地域福祉活動計画策定の視点」

講師：柴田社会福祉士事務所 代表 柴田 邦昭 氏

地域福祉について、及び法に規定されている地域福祉計画と尾花沢市の計画について、さらに権利擁護のツールとしての成年後見制度についてお話しいただきました。

